



就労支援・経済



中小企業者(個人事業主含む)創業者支援

商工観光課 ☎ 49-7023

宇和島市中小企業者等応援事業

宇和島市はやる気のある中小企業者(個人事業主含む)や創業者を応援します。
各種のメニューで補助を行いますので、ぜひご活用ください。

補助率 1/2

	補助対象事業	上限額
1. 人材育成事業	(1)公的機関や研修機関等が行う職業技能に関する研修受講、試験又は検定等の受験。 (2)従業員等を対象とした(1)に規定する団体等から派遣される者が講師を務める研修の開催。	20万円
2. 販路開拓事業	市外での見本市、展示会及び商談会(主として販売を目的とするものを除く。)への出展並びに開催	50万円
3. 産業財産権取得事業	特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の国内出願並びに外国出願。	
4. デザイン企画製作事業	新たなパッケージデザイン、ブランドデザインの企画及び製造。	
5. ネットショップ事業	自社ネットショップの新規開設及び改良並びに自社ウェブサイトへの同機能の追加、他者ウェブサイトへの出店。	
6. 大学新卒者人材確保事業	主として大学又は大学院の新卒者を採用する目的で行う宣伝及び求人サイトへの登録並びに就職説明会への出展又は開催。	150万円
7. プロフェッショナル人材確保事業	愛媛県プロフェッショナル人材戦略拠点を利用した市外に居住するプロフェッショナル人材の市内事業所への受入れ。	
8. 新規創業事業	(1)市内での店舗又は事業所の開設。(2)市内に主たる事業所を置く法人設立。	50万円
9. 新展開事業	新技術、新製品及び新サービスの研究開発並びに試作品の製作。	100万円
10. 特産品開発事業	宇和島市の地域資源や特性を活かした特産品の開発、製造及び改良。	

年度ごとに制度内容は変更される場合があります。詳細は商工観光課へお問い合わせください。



就労支援・経済

〈 広告 〉



宇和島信用金庫
— この街が好き、この街と未来を拓く —

会社が生まれたら、人を雇ったら。
あなたと考える人事労務パートナーです。

さきがけ社会保険労務士事務所
〒798-0087
宇和島市坂下津甲94-11
TEL0895-30-2130
営業時間/9:00~18:00
定休日/土、日、祝
<http://sakigake-sr.jimdo.com/>
MAIL:info@sakigake-sr.com

働く皆さんの味方です。
労働問題等でお困りの方は連合愛媛まで。

なんでも労働相談ダイヤル・無料

つながろう NIPPON 連合
いこうよ 連合に
0120-154-052
☑相談:rengo-ehime-nanyo@coral.plala.or.jp

秘密厳守
連合愛媛南予地域協議会
宇和島市中央町2丁目4番10号
TEL 0895-28-6679
<http://rengo-ehime.jp>

融資を受けたい 商工観光課 ☎ 49-7023

中小企業振興資金融資制度

市内中小企業者の金融難を緩和し、育成振興を図るため「宇和島市中小企業振興資金融資制度」を創設しています。

市が指定金融機関に運用資金を預託し、愛媛県信用保証協会が融資に対して信用保証を行う3者の相互協力の下運用しています。

▶ 融資を受けることができる人

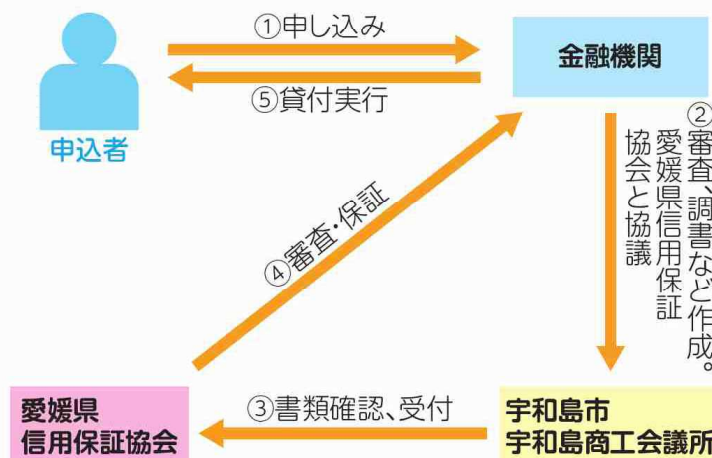
- (1) 当市において中小企業を営んでいる個人又は法人・組合
- (2) 当市において1年以上同一事業を営んでいること
- (3) 住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険料を完納していること
- (4) 許認可事業においては許認可を受けていること
- (5) 愛媛県信用保証協会の保証対象業種であること

▶ 融資内容

中小企業振興資金	
資金用途	運転資金、設備資金
融資限度額	500万円以内
融資期間	60ヵ月以内
返済方法	元金均等返済(据置期間3ヵ月以内)
融資利率	原則長期プライムレート△0.3%
信用保証料	0.45~1.66%(企業の経営状態に応じて)
連帯保証人	法人の場合…原則として代表者以外は不要 個人の場合…原則として不要

▶ 融資までの流れ

伊予銀行、愛媛銀行、宇和島信用金庫、香川銀行、四国銀行、高知銀行、JAえひめ南



信用保証料と利子の補給

「宇和島市中小企業振興資金」の融資を受け、融資期間内に完済した中小企業者に信用保証料と利子の一部を補給します。

▶ 対象

- 以下のいずれかに該当する場合は対象とならない。
- (1) 融資金を借入当初の融資条件の期日内(毎月払込み期日後10日以内)に返済しなかった場合
※ただし、利用者の死亡によりその相続人が借入当初の融資条件の最終弁済期日後90日以内に完済した場合は、この限りではない。
 - (2) 融資金を融資幹旋申込書に記した目的以外に使用した場合
 - (3) 融資金の完済時に宇和島市内で営業していない場合かつ住居を有しない場合
 - (4) 補助金交付申請時に市税等を滞納している場合
 - (5) そのほか市長が補助金の交付が適当でないと認めた場合

▶ 補助内容

信用保証料と貸付利子分を合わせて1.85%以内。ただし、信用保証料は0.85%以内、貸付利子分は、1.00%以内。

▶ 申請方法

完済後、商工観光課から案内します。必要書類を商工観光課に提出してください。

事業承継 商工観光課 ☎ 49-7023

事業承継に関するお悩みをご相談ください。

事業承継相談

- 事業承継の相談窓口を設けています。
事業承継でお悩みがあればお気軽にご相談ください。
- 事前にご予約ください
 - 相談・支援は何度でも無料
 - 電話・Eメールで相談も可能

こんなときは手続きを

市道・水路の工事、屋外広告の設置、大規模な土地の取引・開発の際などは手続きが必要です。必要書類や方法など詳しくはお問い合わせ下さい。

こんなとき	問合せ先
市道・里道・水路を管理者以外が工事 道路占用・公共物使用	建設課 ☎49-7026
屋外広告(看板)を設置 都市計画区域3,000㎡以上 都市計画区域外10,000㎡以上の開発行為	都市整備課 ☎49-7027
都市計画区域5,000㎡以上 都市計画区域外10,000㎡以上の土地取引	

道路占用許可と公共物使用許可

建設課 ☎ 49-7026

市道・里道・水路などに次のようなものを設置する場合は、「道路占用許可申請書」または「公共物使用許可申請書」の提出が必要です。

- 給水管、排水管など
- 看板、標識など
- 他、進入路などの工作物を設置または使用する場合

市道・里道・水路を工事するときは

建設課 ☎ 49-7026

施設管理者以外が、舗装や構造物撤去などの工事する場合は、「工事施行許可申請書」の提出が必要です。

就労支援・経済



農林水産

◆こんなときはどうするの?Q&A

Q.農地の売買・賃借	→	A.農業委員会の許可が必要です。貸す場合、期限後確実に返還される制度もあります。	農業委員会 ☎49-7036
Q.農地を転用したい	→	A.許可が必要です。区域や目的によっては転用できない場合もあります。	
Q.農地を相続した	→	A.農地を相続した場合、届出が必要です。	
Q.新たに就農したい	→	A.さまざまなサポートがあります。ご相談ください。詳しくは「担い手支援」参照	農林課 ☎49-7022
Q.台風や豪雨で農地や施設が被災	→	A.期限内に調査して、復旧の申請をすることで補助が受けられる場合があります。被災後できるだけ速やかにご連絡ください。	
Q.鳥獣被害で農地が荒らされ困っている	→	A.ワイヤーメッシュ柵や電気柵などの購入経費を補助します。	
	→	A.駆除・捕獲の相談	

農業

農林課 ☎ 49-7022

担い手支援

認定農業者・認定新規就農者になればさまざまな補助が受けられます。

集落営農の法人化・組織化を行う場合も、国の補助を受けられる場合があります。基準があり、市の認定が必要です。詳しくは農林課に事前にご相談ください。

◆45歳未満の認定新規就農者に資金の交付

経営の不安定な就農初期段階の45歳未満の認定新規就農者に資金の交付があります。農業次世代人材投資事業(旧:青年就農給付金)。

要件

- 農地や機械などを所有している
- 自分名義で取り引きし、自らが経営管理している
- 5年後の農業所得の計画が250万円以上など
細かい要件や手続きなどがありますので、ご相談ください。

交付期間 経営開始から最大5年間

交付額 経営開始1年目150万円。2年目以降5年目までは前年所得や経営実績に応じて変動もしくは、交付停止。

◆農業用機械購入に補助金

認定農業者などに、農業用機械などの購入に必要な費用の一部を補助しています。

対象

- 農業用機械(トラクター・コンバイン・農業用機械アタッチメント、選果機など)
- 農業用施設(ハウス・プレハブ保冷庫など)
- 農業用資材(実証試験に要する消耗品など)
- 調査・研究に必要な費用
- その他、農家提案型事業に必要な費用

◆長期間・低金利の融資

農業者が行う設備投資や運転資金として、長期間・低金利で借りられる融資があります。

農業経営改善関係	農業近代化資金、農業改良資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金
農業負債整理関係	農業経営負担軽減支援資金、経営体育成強化資金・農業経営基盤強化資金
その他	愛媛県農林漁業協同化資金、農林漁業セーフティネット資金、青年等就農資金など

※融資機関の審査が必要です

農地・農業用施設の整備

農林課 ☎ 49-7022

◆農地などの整備に補助金

農業者・集落営農組織などを対象に、農地や農業用施設(ほ場・水路・ため池・農道など)の改修・整備に、補助金を交付します。詳しくはご相談ください。

◆耕作条件改善事業

担い手対策として、畦畔除去による農地の大区画化や、水路・農作業道などの整備を行う際にサポートします。条件は、担い手への農地の集積・集約。自己負担金が必要です。農地や施設でお困りでしたら、まずご相談ください。

◆農業農村整備事業

農地・ため池・水路・パイプライン・農作業道などの整備に関する補助事業です。老朽化の進んだ施設を大規模に改修する際などにサポートします。事業計画と自己負担金が必要です。まずご相談ください。

農地の管理

農林課 ☎ 49-7022

- ▶ **地域ぐるみの農業活動や環境保全に補助金(日本型直接支払制度)**
農業の多面的な機能の維持・発揮のため、地域活動や営農活動を支援する補助金があります。
- 多目的機能支払
(1)農地維持支払(草刈り・水路の泥上げなどが対象)
(2)資源向上支払(水路・農道・ため池の軽微補修などが対象)
 - 中山間地域等直接支払(傾斜地など条件不利地域への支援)
 - 環境保全型農業直接支払(環境保全効果の高い営農活動を支援)
- ※申請には、活動組織の立ち上げが必要です。ご相談ください

農業者年金

農業委員会 ☎ 49-7036

- 農業者の老後生活を安定させ、担い手を確保する事を目的とした年金制度です。
- ▶ **加入**
国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業をする60歳未満の人なら誰でも加入できます。保険料額は選べ、いつでも見直せます。支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象です。
認定農業者等の一定の要件を満たせば、保険料の国庫補助を受けることができます。

- ▶ **受給**
原則65歳からの受給。60歳から繰り上げ受給も可能。
終身年金です。80歳までに死亡した場合、死亡一時金があります。JA窓口で申請できます。



林業

農林課 ☎ 49-7022

こんなときは届出を

- ▶ **森林の立木を伐採するとき**
森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、目的、樹種、方法、面積などに関わらず、事前に届出をしてください。無届で伐採を行った場合は罰則もあります。ご注意ください。
- 届出者** • 森林所有者が自分で伐採するときは、森林所有者
• 山林の立木を買い受けて伐採するときは、買受人と森林所有者の連名
- 届出時期** 伐採を始める30日前まで(受付は90日前から可能)
- ▶ **森林の所有者となったとき**
個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した人は、面積に関わらず届出をしてください(国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提供している人は除く)。届出をしなかったり、虚偽の届出をしたりした場合は、10万円以下の過料を取られることがあります。ご注意ください。
- 届出時期** 土地の所有者となった日(登記が完了した日)から90日以内
- 必要書類** • 登記事項証明書(写しも可)または土地売買契約書など権利を取得したことがわかる書類の写し
• 土地の位置を示す図面



漁業

水産課 ☎ 49-7024

水産業への支援

- ▶ **水産制度資金**
一定の条件を満たす漁業者などが、経営の近代化または改善、維持管理をするために借り受けた資金に、利子補給を行います。「漁業近代化資金」、「農林漁業共同化資金」、「経営維持安定資金」などがあります。詳しくは水産課までお問い合わせください。

〈 広告 〉

よい苗を いつでも どこでも いくらでも



BERG EARTH

ベルグアース株式会社

代表取締役社長 山口一彦

愛媛(宇和島 松山) 長野 岩手 茨城 福島 千葉 青島(中国)



農林水産